

# 東京都障害者安定雇用奨励金支給要領

27産労雇就第1215号  
平成28年4月1日  
改正 28産労雇就第1183号  
平成29年4月1日  
改正 29産労雇就第721号  
平成29年10月1日  
改正 29産労雇就第1201号  
平成30年3月15日  
改正 30産労雇就第1207号  
平成31年3月29日

## (通則)

第1条 本要領は東京都障害者安定雇用奨励事業（以下「奨励事業」という。）の実施に必要な事項を定め、その円滑な推進を図ることを目的として制定する。

## (奨励金の支給に関すること)

第2条 奨励事業の目的及び東京都障害者安定雇用奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関することについては、「東京都障害者安定雇用奨励金支給要綱」（以下「支給要綱」という。）の定めによる。

## (支給対象事業主の定義)

第3条 支給要綱第4条第1項第1号ウの「重大な法令違反」とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 違法行為による罰則を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により送検された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

2 支給要綱第4条第1項第1号エの「都税の未納付」とは、交付申請時点において、納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び都民税）の未納付がある場合とする。納付義務がない者の場合、事業開始届又は青色申告書の写しなど、課税されない理由が分かる書類を提出することとする。

3 支給要綱第4条第1項第1号コ及び第2号エの「労働者に支払われる賃金の最低額が、当該労働者に適用される最低賃金を常に5%以上上回る額とすること」とは、景気の変動、産業構造の変化など企業全体にかかわる経済上の理由により、従業員全体の昇給の見送りや法令上求められている条件を満たして給与の引き下げが必要な場合まで、常に当該労働

者に適用される最低賃金を5%以上上回る水準の維持を求めるものではない。

(6か月の継続雇用の定義)

第4条 支給要綱第4条第1号のサ、同条第2号のオ、第5条1号及び同条2号における「6か月以上の期間継続して雇用」並びに第7条及び第8条の「6か月经過し」とは、この間、対象となる労働者の雇用を継続しているだけでなく、1か月当たりの実労働時間が雇用契約書等で定められている1か月当たりの労働時間の8割以上（支給対象労働者が精神障害者である場合は6割以上）である場合をいう。

但し、雇入れ後又は転換後に実労働時間が雇用契約書等で定められている労働時間の8割に満たない月（以下、「8割未満月」という。）又は支給対象労働者が精神障害者である場合は実労働時間が雇用契約書等で定められている労働時間の6割に満たない月（以下、「6割未満月」という。）が通算して、3か月を超えない場合に限り、支給要綱第4条第1号のサ、同条第2号のオ、第5条第1号及び同条第2号における「6か月以上の期間継続して雇用」並びに第7条及び第8条における期間の算定に当たっては、8割未満月又は6割未満月を除外して算定することができる。

(提出書類)

第5条 支給要綱第7条、第8条の支給の申請に当たっての必要書類は、次に定めるものとする。

(1) その他知事が必要とする書類とは、下記のものをいう。

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ア 会社案内又は会社概要（ホームページの写し、登記簿謄本など） | 原本又は写し1部 |
| イ 賃金支払実績確認表（別添）                 | 原本1部     |
| ウ 支払金口座情報登録依頼書又は支払金口座振替依頼書      | 原本1部     |
| エ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）          | 原本1部     |
| オ その他（上記以外で申請の確認に必要な書類がある場合）    |          |

(雇入奨励金及び転換奨励金の支給申請)

第6条 支給要綱第7条及び8条の申請期間については、東京都障害者安定雇用奨励金支給要領第4条にある対象から外れる月がある場合には、その月を除いて、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して、2か月以内に申請することとする。

(継続雇用実態調査)

第7条 支給要綱第22条の規定により実施する継続雇用実態調査で得られたデータを集計、分析をし、本奨励金の障害者の処遇改善に向けた検証の一助とする。

(その他)

第8条 奨励事業の実施に関して、この要領に定めのない事項については別に定める。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正前に支給申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年12月31日までに雇入れ又は転換したものについては、なお従前の例による